

船舶をお持ちの皆様へ

船舶により乗客に船釣りをさせたり、釣り場に案内する事業行為は、遊漁船業を営む行為になりますので「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、「遊漁船業者の登録」を受けなければなりません。

しかし、この遊漁船業が届出制から登録制に移行されて5年が経過した現在においても、未登録のまま遊漁船業を営み、取締機関に検挙される事例が多く見受けられています。

未登録のまま遊漁船業を営んだ場合、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又は併科に処され、その執行を終えてから2年間は登録ができなくなりますので、遊漁船業を営む場合は法律に基づき、遊漁船業の登録をしてください。

記

○ 遊漁船業とは・・・

船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に限る）に案内し、釣りその他農林水産省で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。)

○ 遊漁船業者登録について

遊漁船業を営む場合は、法律に基づき遊漁船業の営業所ごとに所在を管轄する支庁で登録が必要となりますので不明な点及び詳細については、最寄りの支庁へおたずねください。)

連絡先：北海道胆振支庁産業振興部水産課漁業管理係

TEL0143-24-9811、FAX0143-22-5279

○遊漁船業法のポイント

遊漁船業を営むためには、知事に遊漁船業者の登録を受けること（5年ごとに更新）が必要です。

1. 登録を受けるための要件

- ・遊漁船業務主任者の選任すること
- ・利用客の損害を賠償するための保険に加入すること
(一人当たり最低3,000万円の損害賠償をてん補する保険)
- *この他にもいくつか条件があります。

2. 遊漁船業者の義務

- ・業務規程を作成し知事へ届出ること
- ・登録内容の変更を知事に届出ること
- ・遊漁船業務主任者を乗船させること
- ・案内する漁場での採捕規制を周知すること
- ・標識を掲示すること
- *この他にもいくつか条件があります。

なお、知事の登録を受けずに遊漁船業を営むと、遊漁船業法に違反する行為となり、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」となります。

プレジャーボートであっても、人を釣り場に案内し、釣りをさせてお金をもらう場合や漁船で一本釣り漁に出る際に、釣り人を乗せ、お金をもらうような場合も遊漁船業として登録が必要になりますので、遊漁船業を営む計画がある場合は、必ず登録を受けてから営業を行って下さい。

遊漁船業の登録等の詳細については、胆振支庁産業振興部水産課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

胆振支庁産業振興部水産課

電話：0143-24-9811

FAX：0143-22-5279